⑵　個別規格

1・2（略）

3．ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a　ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は，次のとおりとする。

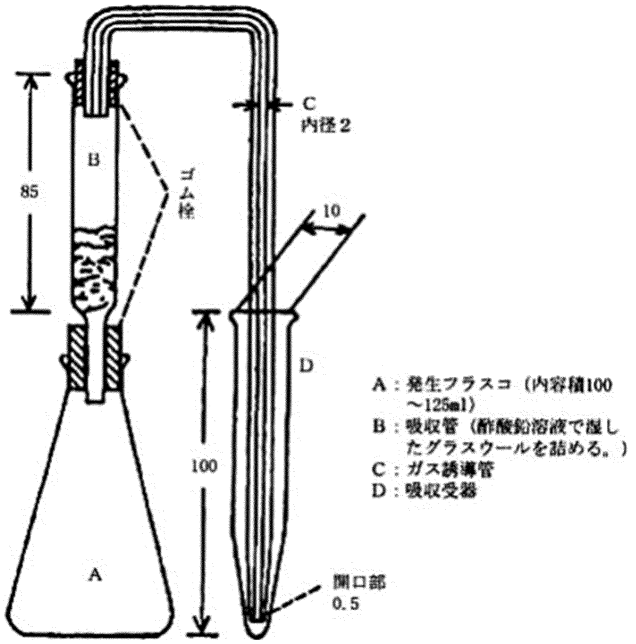
①　（略）

②　ヒ素の試験法

ヒ素の試験は，次に掲げるジエチルジチオカルバミン酸銀法により行う。

a．装置

概略は，次の図による（単位mm）。



b．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

ジエチルジチオカルバミン酸銀ピリジン溶液：ジエチルジチオカルバミン酸銀１ｇをピリジン200mlに溶かし，遮光して冷所に保存する。

砂状亜鉛：20～30メッシュの無機ヒ素亜鉛を１％硫酸銅溶液に黒化するまで浸し，洗浄した後，乾燥する。

塩化第一スズ溶液：塩化第一スズ４ｇを無機ヒ素塩酸125mlに溶かし，水を加えて250mlとし，共栓瓶に入れ，密栓して保存する。

⑵　個別規格

1・2（略）

3．ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a　ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は，次のとおりとする。

①　（略）

②　ヒ素の試験法

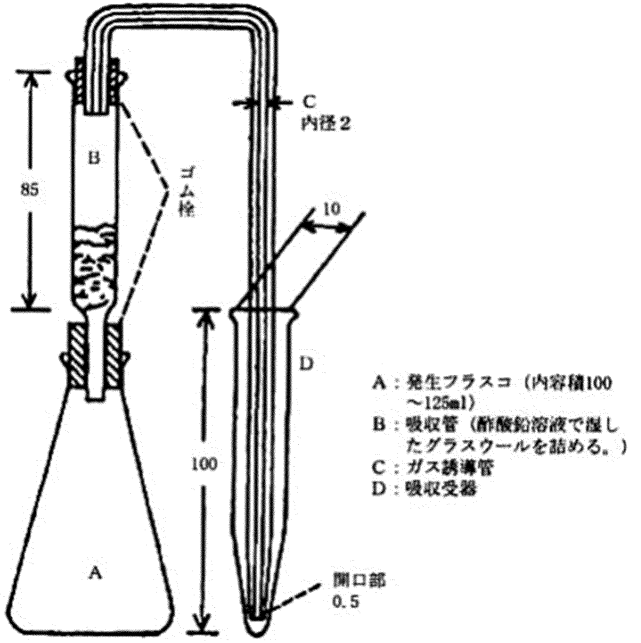
ヒ素の試験は，イに示すグットツァイト法又はロに示すジエチルジチオカルバミン酸銀法により行う。

イ　グットツァイト法

試験溶液３mlを採り，第２　添加物の部Ｂ　一般試験法の項の36．ヒ素試験法の目中の装置Ａを用いる方法により試験を行うとき，その呈色は標準色より濃くてはならない。ただし，この場合の標準色は，空試験溶液３mlにヒ素標準液1.2mlを加えた溶液について試験溶液の場合と同様に操作して作る。

ロ　ジエチルジチオカルバミン酸銀法

a．概略は，次の図による（単位mm）。



b．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。